

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月16日作成)

法令名	家畜取引法
根拠条項	第18条第1項
処分の概要	家畜市場の登録の取消
法令の定め	都道府県知事は、市場開設者が登録の基準を欠くこととなったときは、市場の登録を取り消さなければならない。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月16日作成)

法令名	家畜取引法
根拠条項	第18条第2項、第18条の2
処分の概要	家畜市場の登録の取消、開場停止 家畜取引業者の業務停止命令
法令の定め	都道府県知事は、開設者が次に該当するときは、1年以内の期間を定めて家畜市場の開場の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。 (1) 法、法に基づく命令又は業務規定に違反したとき (2) 特別の理由なく1年以上当該家畜市場を開場しないとき また、家畜取引業者が次に該当するときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その者が違反行為をした家畜市場における家畜取引業務の停止を命ずることができる。 (3) 家畜売買の方法（せり売りまたは入札の方法）に違反したとき
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)